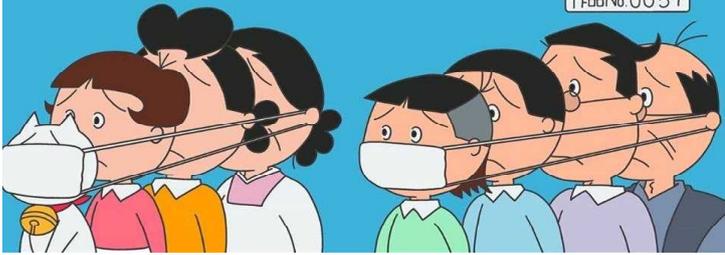


一世帯に二枚のマスク

作品No.0057



労働運動委員会ニュース No.252 2020年4月6日

発行責任者 宮川 敏一
東京都千代田区神田神保町2-10 三辰工業ビル3階
TEL (03) 6380-9960 FAX (03) 46380-9963
E-mail miyakawa@sinsyakai.or.jp

タクシー運転手に残業代を払え！ 国際自動車事件、最高裁で勝訴

3月30日、最高裁判所前には、厚着をした多くの労働者が固唾をのんで判決を待っていた。16時、「国際自動車残業代請求事件」の最高裁判決が下された。

原告（なかまユニオン）が広げた垂れ幕には「最高裁で勝訴」の文字が踊っていた。「オオ、ヤッター」の声、



そして拍手が広がった。担当の指宿昭一弁護士は「8年間長かったがよかった。ホッとした」と笑みをこぼした。会社は残業代は支払っていないと主張してきた。確かに、形式上は残業代が支払われていたが、会社は「賃金規則」に基づき、歩合給の計算の中で、残業代と同じ金額を差し引いていた。つまり、実質的には残業代が支払われたとはいえない状況だったのである。今回の最高裁判決は、組合側の主張を全面的に受け入れ、ごまかしの形式的やり方ではなく「労基法37条に基づき割り増し賃金を払え」と

いう判断だった。タクシー労働者の残業代支払いに道を開く画期的なものだった。「これはトラック運転手など他の業種にも波及すると指宿弁護士はいう。

最高裁判決で裁判は高裁に差し戻しになり、残業代支払いが実現することが確

パート、派遣は全員解雇、手当ても出さない

新型コロナウイルスの感染拡大で、派遣や契約社員など非正規社員が、契約更新されず年度末で「雇止め」に拍車をかける。

08年のリーマン・ショック時は、職だけでなく住居まで失った非正規の人々で「年越し派遣村」ができた。

定した。

金額は数次の裁判を含めると億単位になるといわれる。原告の全国国際自動車労組の伊藤委員長は、集会で発言を求められ、「泣きそうまで話せない。泣いちゃうから喋りたくない」とだけ語り、うれしさを噛みしめていた。

当時に比べ、非正規労働者は2150万人にのぼり、雇用危機は大きくなっている。労働組合の存在しない職場などでは、自宅待機の賃金保障もされない。賃金の60%給付保証も知られず途方に暮れる労働者も多



厚労省の発表でも、解雇者は4月2日現在で1200人を超えている。全国の「新型コロナ労働相談」では、生活の糧である賃金を失うことが、最大の心配ごとになっている。経営者は、コロナを理由に、真っ先に労働者を解雇する。労働者を経営の調整便にすることを手放さない。

「けんり春闘」中央総行動 現下の情勢で精一杯取り組み慣行

新型コロナウイルスの感染が日を追って拡大し、健康不安にとどまらず、様々な社会不安が拡大している。日常生活の領域でも、自粛ムードが拡大している。それ自体、やむを得ない側面はあるが、生きる権利を求めることをも自粛することはできない。



「けんり春闘」による

4月3日の中央総行動は、結集した仲間の奮闘で、成功裏に取り組めた。総行動は現下の情勢に鑑み、首都高、郵政本社前集會は中止、夜の総決起集會銀座デモも中止の判断をした。

しかし、「内部留保を貯め込み自分たちだけの生き残りを画策する財界には言っておくことある」、「声のない春闘はダメだ」ということで、15時から1時間、経団連前抗議行動を行った。

感染予防のため、大衆動員は取らず、各労組の代表参加で組合旗を持ってきてもらい、隊列は間隔を空けた。コロナ対策、雇用不安等々、声を上げた。

同一賃金、大企業で4月1日スタート

非正規の待遇是正を進めるが

正社員と非正規労働者の間の賃金や福利厚生などについて格差是正を図る「同一労働同一賃金」が4月1日、大企業で適用される。時事通信社が100社にアンケートした。62社が「対応が必要」と回答している。非正規への手当拡充などを進めているが大半だが、具体性に遅れが出ている。

具体例は「定年再雇用者諸手当の改善」「アルバイトにも慶弔休暇の権利」「契約社員の給与制度変更」がある。同一労働同一賃金の導

入後に「非正規社員の基本給が増える」と60・8%が回答。賞与、手当についても増えるとして、「一定の待遇改善が見込まれる」と答えている。賞与、手当についても3割強が増えるとしており、一定の待遇改善が見込まれる期待を持たせている。

しかし、「同一となる職種は存在しない」「休暇を与えるが、正規は有給、パートは無給」との否定的回答があり、「パートタイム・有期雇用労働法」が施行されたとはいえ、点検・摘発がなければ、資本

厚生労働省 パートタイム・有期雇用労働法 2020年4月1日施行

業種	資本金の額または出資総額	従業員数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の事業	3億円以下	300人以下

に丸め込まれる。

4月1日からは中小企業でも月100時間未満などの残業時間規制が適用される。新型コロナウイルス感染症の影響はリーマン・ショック時の「派遣村」を超える労働現場を直撃する。政府が労働者の救済支援策を進めるアピールを強く進めたい。

【解説】
●パートタイム・有期雇用労働法の施行
大企業 20年4月1日
中小企業 21年4月1日

●正規雇用労働者と非正規雇用との不合理な待遇差の解消を目指すもの。
●同一企業内における不合理な待遇差の解消の取組

を通じて、どのような雇用形態を選択しても納得が得られる処遇を受けられ、多様な働き方を自由に選択できるようにする。点検・摘発の取り組みで監視する重要さがある。